

男鹿市奨学資金貸与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月24日

男鹿市教育委員会

教育長

男鹿市教育委員会規則第3号

男鹿市奨学資金貸与に関する規則の一部を改正する規則

男鹿市奨学資金貸与に関する規則（平成17年男鹿市教育委員会規則第18号）を次のように改正する。

改正後	改正前
(奨学生の願出) 第3条 奨学金の貸与を受けようとする者は、次に掲げる書類を <u>12月1日から翌年3月31日までの</u> 期間内に、市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略)	(奨学生の願出) 第3条 奨学金の貸与を受けようとする者は、次に掲げる書類を <u>3月20日から4月10日までの</u> 期間内に、市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略)
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。